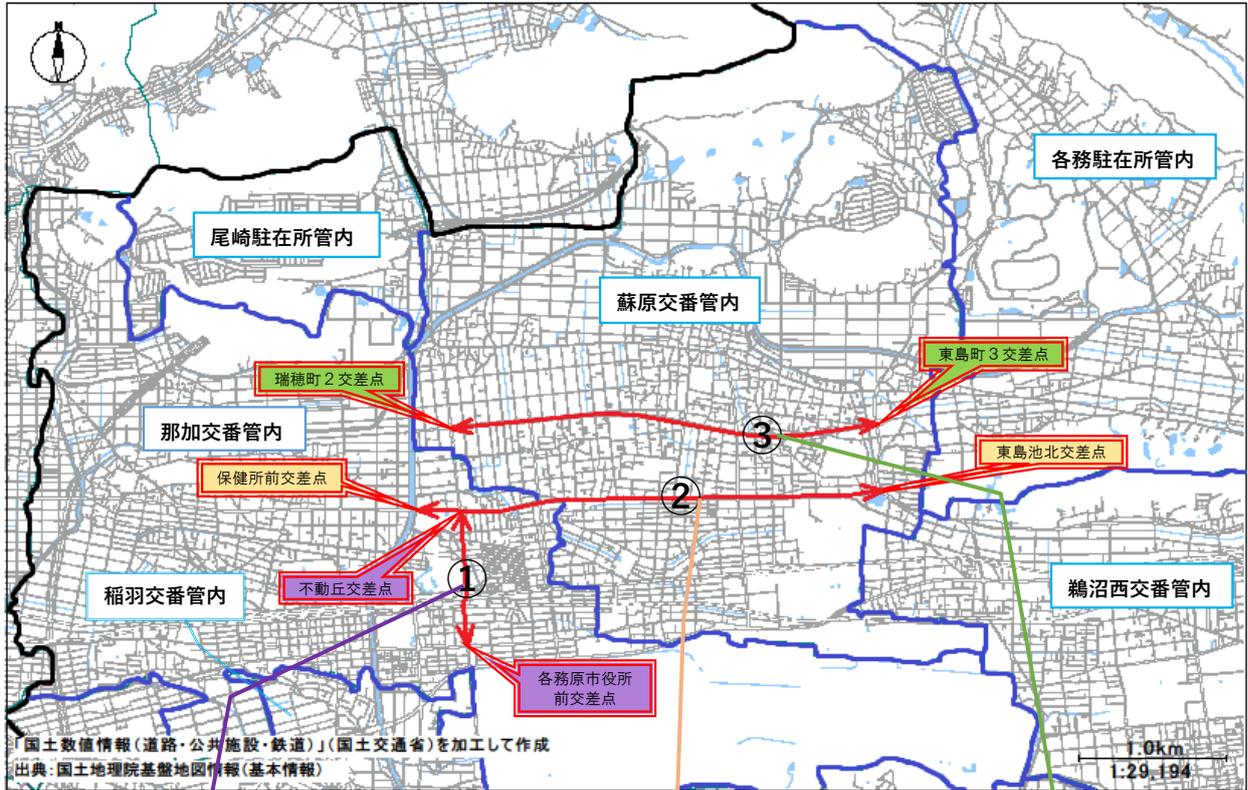


自転車指導啓発重点路線(各務原警察署)

令和4年4月



① 市道 (通称: けやき通り)
不動丘交差点 ~ 各務原市役所前交差点
選定理由
 ・沿線に、中学校・公園・駅・スーパー・市役所等があり、人、自転車、車両の通行が多く、電車到着時には歩道に歩行者・自転車が溢れることもあり、危険である
 ・自転車関連**事故が多発**
 (H29~R3の5年間 計6件)

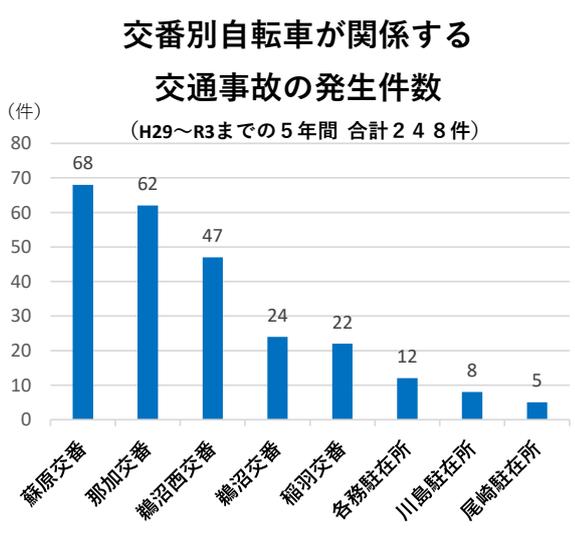
② 市道 (通称: いちょう通り)
東島池北交差点 ~ 保健所前交差点
選定理由
 ・沿線にスーパー、中学校、大学等があり、駅にも近い路線で車両の通行も多い。
 ・自転車関連**事故が多発**
 (H29~R3の5年間 計20件)

③ 県道205号 長森各務原線
東島町3交差点 ~ 瑞穂町2交差点
選定理由
 ・沿線にスーパー、中学校等があり、車両の通行も多い
 ・自転車関連**事故が多発**
 (H29~R3の5年間 計15件)

①~③の路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 交差点における左右の安全の不確認
- 指定場所での一時不停止
- 右側通行

警察では、自転車運転者の危険な運転行為に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



自転車は「車両」に区分される乗り物です！
以下に掲げる基本的なルールを遵守し、自転車の安全な利用をお願いします。

『岐阜県の自転車安全利用5つの約束』

- 1 **歩道は、歩行者優先！**
- 2 **交差点では必ず安全確認！**
- 3 **暗くなったらライトと反射材！**
- 4 **二人乗り・並進の禁止！**
- 5 **「ながら運転」の禁止！**